

6	生活文化局	情報公開の推進																
事業概要	<p>○事業目的 東京都情報公開条例に基づき、都民等からの請求に応じ、都にその保有する公文書の開示を義務付ける公文書開示制度を運営するとともに、情報公表や提供など情報公開の総合的推進に努め、公正で透明な行政の推進を図っている。</p> <p>○事業の内容</p> <p>(1) 公文書開示事務 (2) 東京都情報公開審査会の運営 (3) 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営</p>																	
これまでの経過	<p>(1) 公文書開示事務 公文書開示の総合窓口として、公文書開示の相談、受付を行うほか、公文書の開示・非開示決定に当たっての全庁的調整、公文書開示状況の集計及び公表を行っている。</p> <p>(2) 東京都情報公開審査会の運営 東京都情報公開審査会は、12人の委員で構成され、公文書の開示請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、当該審査請求に係る審査庁の諮問に応じて、開示・非開示決定の可否を審議するため設置されている。情報公開課ではこの審査会の運営事務を執り行っている。</p> <p>(3) 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営 東京都情報公開・個人情報保護審議会は7人の委員で構成され、情報公開制度、個人情報保護制度に関する重要な事項について、知事等実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるため設置されている。情報公開課では、この審議会の運営事務を執り行っている。</p> <p>※ 平成28年9月の都政改革本部の情報公開調査チームにより、「これまでの都の情報公開への姿勢を大幅に転換」し、また、「原則開示を徹底し、非開示部分を最小限に」する方針が掲げられた。</p>																	
現在の進行状況	<p>(1) 公文書開示事務 ・各局等開示決定等件数(28年度4月～9月分実績)(件)</p> <table border="1" data-bbox="320 1429 1029 1509"> <tr> <th>開示</th> <th>一部開示</th> <th>非開示</th> <th>不存在等</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>3,745</td> <td>1,153</td> <td>57</td> <td>287</td> <td>5,242</td> </tr> </table> <p>(2) 東京都情報公開審査会の運営 ・審議等の状況 (28年度4月～9月分実績)</p> <table border="1" data-bbox="320 1585 917 1666"> <tr> <th>開催回数(回)</th> <th>新規諮問(件)</th> <th>答申(件)</th> </tr> <tr> <td>16</td> <td>31</td> <td>14</td> </tr> </table> <p>※ 28年9月末で継続審議中案件数：10件</p> <p>(3) 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営 ・平成29年1月開催予定</p>		開示	一部開示	非開示	不存在等	合計	3,745	1,153	57	287	5,242	開催回数(回)	新規諮問(件)	答申(件)	16	31	14
開示	一部開示	非開示	不存在等	合計														
3,745	1,153	57	287	5,242														
開催回数(回)	新規諮問(件)	答申(件)																
16	31	14																
今後の見通し	<p>今後は、従来からの事業内容に並行して、情報公開調査チームの方針や都民のニーズ等を踏まえて、審議会を開催し、制度に係る議論を進めるなどの取組を行う。</p> <p>また、10月に各局等実施機関に「条例の趣旨を踏まえた非開示判断の厳格化」、「各局等のホームページでの非開示理由等の公表」及び「複数回請求を受けた公文書については、公文書開示制度によらない積極的な情報公開」等に取り組むべく通知を发出する予定であり、以降の全庁的な取組の促進及び取組状況の把握を行っていく。</p>																	
問い合わせ先	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	電話 03-5388-3134																